

障害のある方への差別に関する相談について

1 県条例に基づく相談体制

千葉県では、障害のある方に対する理解を広げ、差別をなくす取組を進めることで、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めることを目的とした全国初の条例である「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定し、平成 19 年 7 月から施行されている。

この条例に基づき、各健康福祉センター及び障害者相談センターには「広域専門指導員」が配置され、障害のある方への差別に関する相談に応じているほか、県民に対する条例の周知や啓発活動を行っている。

また、市町村の身体障害者相談員・知的障害者相談員や、福祉・雇用・教育など様々な分野に関して優れた識見を持つ方が、地域相談員として知事に委嘱されており地域の身近な窓口として相談に応じている。

広域専門指導員や地域相談員は、差別に関する相談を受けた場合には、公正な第三者的立場で、相談者と相手方の双方から事情や言い分などを聴き、双方の意思疎通を図り、助言をしながら解決策を一緒に検討する。



2 国による法整備

国においては、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を制定、平成 28 年 4 月から施行されている。

なお、令和 3 年 5 月の法改正に伴い、事業者による合理的配慮（★）の提供が義務化となり令和 6 年 4 月より施行されている。

(★)「合理的配慮」について

障害のある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに「過重な負担（※）」のない範囲で対応することが求められる。

もし、「過重な負担」があるときでも、障害のある方に、なぜ「過重な負担」があるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることとされている。

(※)「過重な負担」の判断は、具体的場面や状況に応じて、以下の要素等を考慮し、総合的・客観的に判断することが必要とされる。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

【合理的配慮の具体例】

- 意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。



- 段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。



- 障害者から「自筆が難しいので代筆してほしい」と伝えられたとき、代筆に問題がない書類の場合は、障害者の意思を十分に確認しながら代筆する。



【合理的配慮の提供における建設的対話】

合理的配慮の提供について、障害者からの社会的障壁の除去についての申出の内容と、その申出に対し過重な負担のない範囲でできる対応について、障害者と事業者が対話を重ね、解決策を検討していくことが重要とされる。

このような双方の「建設的対話」により、障害者からの申出について対応が難しい場合でも、障害者と事業者双方が持っている情報や意見を伝え合い、建設的対話に努めることで、目的に応じて代替となる手段を見つけていく。

(参考：内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」)

3 山武健康福祉センターにおける体制・対応状況

- ・ センターに「広域専門指導員」1名が配置されるとともに、相談専用電話が設置されている。
- ・ 広域専門指導員は、相談があったときは、公正な立場で、相談者と相手方の双方から事情や言い分などを聴き取り、意思疎通を図り、助言をしながら解決策を一緒に検討している。（※差別をしたとされている方からの相談も受け付けている。）
- ・ 現在、管内市町に37名の地域相談員が委嘱されており、日頃から障害者からの相談に対応する中、条例による解決がふさわしいと思われる相談があったときは、センターの広域専門指導員に連絡し、対応方針の検討、関係者への説明・助言、関係者間の調整などの活動を広域専門指導員とともに行う。